

令和元年度第6回門真市公立園最適化検討委員会 議事録

1. 日 時 令和元年12月2日（月）午後1時30分～午後2時30分
2. 場 所 門真市役所 別館3階 厚生会会議室
3. 出席者 久保田委員長、山田副委員長、辻本委員、明浄委員、城野委員、足立委員、大西委員
4. 事務局 こども部 内田部長、坂本次長
こども政策課 田代課長、楠本課長補佐、浅尾係員
保育幼稚園課 西川課長、大中課長補佐
5. 傍聴者 0人
6. 議 題 答申書（案）についての検討等
7. 議事録

事 務 局： 定刻になりましたので、ただいまから第6回門真市公立園最適化検討委員会を開催させていただきます。

こども政策課課長補佐の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本会議については、後日、議事録を作成いたしますことから、会議の様態を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員7名のご出席をいただき、委員の過半数がご出席されておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日、傍聴の方はおられません。

それでは、会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

次第。

資料1 答申書（案）。

資料2 答申書（案）の新旧対照表。

以上でございます。資料に不足等がございましたらお申し出ください。

それでは、ここからの会議の進行は久保田委員長にお願いしたいと存じます。久保田委員長、よろしくお願いいたします。

委 員 長： それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

次第の1つ目、議題の1「答申書（案）についての検討等」についてですが、本日は、事務局が前回の会議の中で委員の皆様から出された意見を反映させ、修正した答申書（案）の最終確認をしていきます。

その後、第1回の会議で本委員会へ諮問された事項に対する答申として完

成した答申書を市長へ提出することとなりますので、よろしく申し上げます。
それでは、事務局より答申書（案）の説明をお願いします。

事務局： それではご説明いたします。

お手元の資料2「答申書（案）の新旧対照表」をご覧ください。

前回の会議でいただいたご意見から、答申書を2点修正しましたので、その内容を記載しております。

まず、1つ目の修正箇所につきましては、「今後の門真市における公立園の担うべき役割について」の「③適切な対応や配慮を必要とする障がい児保育などを充実させるための先導的な役割」の部分になります。

資料1の答申書（案）では3ページになります。

前回の会議の中で、「多くの障がい児を受け入れていくことが公立園の役割であると思われぬようにした方がよい」とのご意見等をいただいたことを受けまして、「公立園、私立園にかかわらず、障がい児を受け入れる体制を整える必要がある」旨の内容を強調するように、前回から文章の構成を変更しております。内容を大きく変更したわけではございませんが、新たな文章構成に合わせ、多少修正を加えています。

内容を読み上げます。

「適切な対応や配慮を必要とする障がい児への保育においては、公立園と私立園とで本来、その役割は異なるものではなく、どの施設においても障がい児を含むすべての子どもに教育・保育を提供できる体制を整えることが必要である。しかしながら、現状では保育士の採用が困難な状況などにより、私立園では加配での対応が難しい園があることや、公立園においては公立施設であるこども発達支援センターの利用者の見学を毎年受け入れており、私立園よりも比較的多くの見学者を受け入れていることなどから、1施設あたりの障がい児の受入人数は公立園の方が多い傾向にあり、公立園がセーフティネットの役割を担っていると言える。公立園では、幼稚園教諭や保育士の加配などにより対応しているが、近年、発達障がいや配慮を必要とする子どもが増加傾向にあると言われていたことから、今後は、私立園においてもより障がい児を受け入れやすい体制が構築されることが望ましい。そのためにも、障がい児の受け入れにかかる補助制度の見直しの検討や、公立園が今までに多くの障がい児を教育・保育する中で培ってきた経験の共有等を進められたい。また、子どもたちが専門職による適切な支援を受けやすい体制を構築するため、民間施設との連携をより深めていくなど、市全体の障がい児教育・保育の質を向上するための先導的な役割を果たされたい。」

以上のように変更しております。

次に、2つ目の修正箇所につきましては、同じ資料の裏面になりますが、「4. 教育・保育の適正な提供体制について」の「②今後の方針について」における浜町保育園の方針を記載した部分となります。

資料1の答申書（案）では6ページになります。

浜町保育園の今後の方針としましては、当初は、「定員規模を現在の浜町保育園より縮小しての民営化等」と記載しておりましたが、前回の会議中で、「これからの就学前児童人口の減少を考えると、民営化しようとしても、手を挙げる法人が出てくるのか、受けた法人が長期のスパンで運営していくには厳しいものがある」などのご意見があったことから、方針の選択肢として太文字にありますとおり、「統廃合」の記載を追加しております。

説明は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

ただいま、事務局より修正のあった部分について説明がありましたが、これらの部分や、誤字脱字などの細かい部分も含め、答申書（案）の全体について内容の最終確認を行いたいと思います。

何かご意見等はございますか。

委員： よろしいでしょうか。

1つ目の障がい児の最後のところに受け入れにかかる補助制度の見直しの検討ということがあるのですけれども、これは私立の幼稚園、保育園、認定こども園への補助制度を考えていくという話になるのかなと思われるのですが、加配として金額をいただきたい。グレーゾーンの子を何人預からないと職員1人分の補助がもらえない制度となると、少し難しいことになって、そこに1人配置しなければいけないという状況であればグレーゾーンの子が1人でも5人でも障がい児保育を担当してくれる人用の1人分の金額としてももらえないと預かるのが難しいですね。

私立園が障がい児保育を受け入れることができないのは保育士がいないからというのがありますし、そのような体制を整備するというので4月から障がい児保育を受け入れるために職員2人採用していますという状況にあれば、年度の途中でも受け入れることは可能だと思うのですね。でも、そこが2人いないという園であれば受け入れることができないとなるのでしょうか。

そういうふうに、子どもがいてるいていないというのではなく、受け入れる体制ができている状況で補助を受けることができるようなことを考えてもらえるといいかと思います。

「子どもがいなくなったから出ないよ」ではなくて、受け入れる体制ができてきているよということで補助が出る形にしていきたいなと思います。可能であればですけども。

委員： 今、期せずして大西先生がおっしゃったのですが、うちは現状としては 16 クラスで 1 人担任なんですけど、12 名ほどのフリーの教員がいます。資格があるのが 10 名で、資格がないのが 2 名いるのですが、これは府庁の補助制度では、専門機関による認定が前提ということでグレーゾーンの方は対象になっていないのですけれども、そこから入園し、保育していく中で保護者と話し合い、臨床心理士さんに個人面談していただいたり、そういう段階を踏める場合と踏めない場合があります。これは保護者次第ですけども。

そういうものを受けるのは嫌だと言う人もいれば、面談を受けてみようかと言う人もいます。それで、専門機関に一度行かれたらどうですかという手順を踏んで、そこから特別支援の対象になるかどうか認定されるのですけれども、そういうグレーの状況の方をあらかじめ分からない状態で受け入れしているのが現状でして、大西先生がおっしゃるようにそのような人の対処ができるような自由な人材を加配しておくというのが、子どもにとっても親にとっても大切な受け入れの前提としてうちは考えているのです。

ですから、大西先生がおっしゃるように特別支援の認定ありきというのはなく、柔軟な対応ができる余剰人員を置いておけることが大事だと思います。

委員： 見直しの検討としているので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

委員長： ここでは補助制度の見直しという文言を入れたからには、今後、具体化していかなければならないのかなと思いますので、この文言はこのままでいいかと思いますが、具体化のレベルとして、障がいのある子どもが来た段階で出るのではなくて、現場が体制を整えて受け入れる準備ができていない状態に常におかないと、実際にこういうことができないということになるのかなと思いますので、その辺りはまた検討をお願いしたいと思います。

どうでしょう。その他の点でも何かございますか。今のようにこの答申の内容を具体化する時にこういうことをしてほしいというのがあればこの場で言っていただくのも。

公立の方もこう書いているからにはこうしてほしいなどありましたら。

委員： おっしゃっているのと同じ状況で、グレーゾーンの子どもさんについては

最初は分からなくて、入ってきてから分かるという状況です。なかなか厳しい状況です。途中で発達検査などを受けられて、しっかりとなんらかの診断を受けられるお子さんもいますし、そのままグレーゾーンのままいくお子さんも数多くおられるので、そこは同じ状況なのかなと。

委員： 親御さんも最初から自分の子どもが変わっているとか発達が遅れているなどの実感がなくいらっしゃいますので、親も集団生活に入れて初めて気づくというのが多いと思います。

やっぱり、その受け入れを予想というとおかしいですけども、柔軟に対応できるようにしないと、余剰の人員が欲しいですね。

委員長： そのような体制を整えておくということが重要なのかなというところですね。

どうでしょう、この点に限らず、今までの会議で出たことでもいいかと思えますけれども。

委員： 先の話ですみません。この公立園の今後の問題につきましては、この答申書を提出した後どのようなになるのか、その辺りの計画というのはどうなのでしょう。

委員長： 今後の流れということですね。事務局、どうなのでしょう。

事務局： 今後につきましては、本日この会議の中で答申をご提出いただくこととなりましたら、その内容を踏まえまして今年度中に市としての方向性というもの示す予定としており、来年の3月末までに基本方針を策定いたします。そこまでが予定しているところです。その基本方針の中で答申の内容から一歩踏み込んで、市としてこうしていきますというものを庁内で検討し、策定していくという流れを予定しております。

委員： これから具体化していくには大変な道順を踏んでいかないといけないのかなと思うのですけれども。

今、頭にあるのは浜町保育園さんの仮設園舎を使える期間が決まっているということを知りましたから、時間があまりないですし、性急に具体化していかなければならないのだとしたら大変ですね。

北側の公立園3カ所の利用者もいるわけですから。0歳で入った子に途中で別の園に移ってくれとは言えないでしょうし、最低5年間は見とおかないとい

けないでしょうね。あっちに行ってくれ、こっちに行ってくれというのは難しいと思いますね。

委員： 受入先ですよ。もし、これが統廃合となったときの受入先をどう決めるのかというのはまた別の問題としてありますので。恐らく仮設園舎を延長契約というのは難しいでしょうから、民営化になるにせよ考えないといけないですよ。民営化になるにせよ残るのか、転園が認められるのか。

委員長： この内容を具体化していくのは本当に大変なことでしょうし、かなりの数の子どもの生活がこの1つの文章で変わってくるのかなと思いますので。

委員： 公立の中で存続させるというのと、民営化させるというのと、その2案しかないのですか。まったく無くなるということはないんですよ。

委員： 統廃合ということになればなくなるのではないですか。

委員： 3園ともなくなるのですか。

委員： いえ、統廃合となるとくっつきますので、0園ということにはならないですね。

委員： 最低でも1園は残すということですよ。

事務局： 以前に、市の考え方をご説明させていただいた時には、北部に1園、南部に1園という考えを出させていただいて、それを元に、この委員会の中で民営化や統廃合の意見をいただいたので、今回、答申の修正をさせていただいています。

今後、答申を踏まえ、基本方針を策定すれば、今おしゃっている課題が明らかになりますので、そこへの対応をどうしていくかという話は出てくるかと思えます。

委員長： 他に何かございますか。全般的な、誤字脱字なども含めてですけれども。では、特にご意見がありませんでしたら、次に進みたいと思います。特に内容の修正のご意見はありませんでしたので、答申書の内容は皆さまのお手元にある資料のとおりということでよろしいでしょうか。

委員 全 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、この内容を最終のものとして市長へ答申書を提出したいと思
います。

では、事務局からこの後の流れについて説明をお願いします。

事 務 局： それでは、ご説明いたします。

この後、一旦、委員会を中断させていただき、市長に提出する答申書を準備する時間をいただきます。

答申書が準備でき次第、市長をお呼びし、委員会を再開します。

委員会再開後は、委員長から市長への答申書の提出、市長からのご挨拶、事務局から「その他」についての説明、の流れで進めさせていただきます。

そして最後に、委員長からご挨拶いただき、本委員会を終了いただくこととなります。

なお、本来なら委員の皆さまからも一言ずつご挨拶をいただきたいところではございますが、時間の都合上、ご挨拶は委員長からのみとさせていただきますことをご了承願います。

今から会議を中断させていただきますが、委員会の再開の時間は午後 2 時 15 分からとさせていただきますと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

委 員 長： それでは委員会を一旦中断しまして、答申書の準備ができ次第、市長への答申へと移りたいと思います。

事務局は答申書の準備をお願いします。

(委員会 中断)

委 員 長： それでは、委員会を再開します。

事務局、お願いします。

事 務 局： ただいまから委員長より市長へ答申書をご提出いただきたいと思います。委員長、よろしくお願ひ致します。

委 員 長： 答申書 門真市長 宮本 一孝 様。令和元年 6 月 5 日付門こ政第 354 号にて諮問のありました「門真市公立園の最適化について」に対し、ここに答申します。

よろしく申し上げます。

市長： ありがとうございます。

事務局： ありがとうございました。

ここで、宮本市長より委員の皆さまへ一言いただきたいと存じます。市長
お願い致します。

市長： お疲れ様でございます。

ただいま、ご答申賜りましたことにつきまして、私から御礼申し上げたい
と思います。

久保田委員長をはじめ、委員の皆さま方におかれましては、6月5日の第
1回の開催をいただきまして、その後、何度も議論を重ねていただいて、本
日の答申となった運びでございます。

門真市の現状ということに関しましては、子どものおかれている環境とい
うのはなかなか厳しい課題がございます。公立園に限らず、門真全体の中で
子どもたちの健全な育成、育ちの環境というものを作って参ることが一番重
要でございます。

そういった面では、今回いただきましたご助言、ご答申の内容をしっかりと
受け止めまして、今後、子どもたちによりよい環境というものをどのように
作っていくべきかを判断して参りたいと考えている次第です。

どうか、よろしく願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます
です。ありがとうございました。

事務局： ありがとうございました

委員長： 市長からご挨拶いただきありがとうございます。

無事、答申書を提出できたということで皆さまのご協力ありがとうございました。

それでは、次第の「3. その他」に移りたいと思います。事務局は説明を
お願いします。

事務局： それでは、その他につきまして、ご説明させていただきます。

まず、本日の会議の内容につきましては、事務局にて会議録を作成いたし
ます。

作成しました会議録につきましては、概ね2週間以内に、市役所別館1階

の情報コーナー及び市のホームページにて公開をいたします。そのため、事務局にて会議録が作成できましたら、郵送等にて送付させていただきますので、届きましたら委員の皆様には誤りがないか等のご確認をお願いいたします。

先ほど説明した内容と重複しますが今後につきましては、本日いただきました答申内容を踏まえまして、今年度末までに市としての方向性を示す、「門真市公立園最適化基本方針」を策定する予定をしております。

最後に、委員の皆様には、6月から計6回に渡りご審議を賜り本日答申をいただくことができました。改めて、事務局一同お礼申し上げます。

皆さまにおかれましては、今後とも本市児童福祉行政において、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆さま、誠にありがとうございました。

事務局からは、以上でございます。

委員長： ありがとうございました。今、事務局より説明のあった内容についてご質問等はございますか。

それでは、本日が本委員会の最終回ということで、私からも簡単にご挨拶をさせていただきますと思います。

本委員会は2つの諮問をいただきまして、1つはスケールについて、もう1つは公立園の役割についてですけれども、それに留まらず門真市の教育・保育を充実の全体を考えられる議論になればと思っていたのですが、おそらくそのような議論ができたのではないかなと思っております。

今後の門真市の子どもに関係のある政策に生かしていただけたらと思います。どうも、ありがとうございました。

それでは、これもちまして第6回門真市公立園最適化検討委員会を閉会いたします。皆さま6回に渡る会議にご協力いただきありがとうございました。

(以 上)